

建設業許可・経営事項審査電子申請システムを通じた申請等について

奈良県県土マネジメント部

建設業・契約管理課

■許可要件や添付書類について

- ① 建設業許可・経営事項審査電子申請システム(以下「システム」)を通じた申請等についても、許可要件や必要書類等は従来の紙申請と同様です。詳しくは「建設業許可申請の手引き」「経営規模等評価審査申請の手引き」(以下「手引き」)を参照してください。
- ② 手引きにおいて提出又は提示となっている一部の書類について、バックヤード連携により提出又は提示が不要となるものがあります。詳しくは、下記の国土交通省 HP を参照してください。

国土交通省 HP

https://www1.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html

又は

(操作マニュアル・操作方法等の説明動画も掲載されています)

- ③ システムを通じた申請においては、添付書類は PDF によりシステム上で添付する方法により提出してください(別途郵送等による提出は不可)。なお、手引きにおいて「提示」となっている書類についても、システム上での添付が必要です。

■手数料の納付方法

システムを通じた申請では、下記の2つの方法により、手数料の納付が可能です。

なお、一度納付した手数料は、申請の取下げや不許可等の場合であっても返還しません。

① 電子申請システムからインターネットバンキングによる納付

- ・ 事前に対応金融機関のインターネットバンキング利用契約が必要です。
- ・ 奈良県では、本手数料にかかる収納の事務を株式会社エフレジに委託しています。
- ・ インターネットバンキングで納付では領収証は発行されません。

② 奈良県収入証紙による納付

- ・ 証紙は必ず、システムから出力した貼り付け欄に貼付してください。
 - ※ 提出者が特定できない場合は受け付けられません。
- ・ 消印はしないでください。
- ・ 証紙は郵送により下記へ提出してください。
 - ※ 建設業許可の更新申請の場合も下記へ提出してください。
 - ※ 書留又は簡易書留で送付してください(郵便局による補償額にご注意ください)。
 - ※ 封筒に「建設業関係電子申請手数料」と朱書きしてください。でください。
- ・ 証紙の到着後、建設業・契約管理課で確認を行ってから受付処理を行います。
- ・ 証紙に関する一般的な事項(販売場所等)については下記を参照してください

奈良県会計局 HP www.pref.nara.jp/15533.htm

【証紙送付先・問合せ先】

〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県庁 建設業・契約管理課

電話 0742-27-5429 FAX 0742-27-5313

■補正について

- ・ システムを通じた申請に対しては、システム上で補正指示を行います。
- ・ 補正指示に応じない場合は許可等がなされません。
- ・ 補正指示後、申請者が補正に要した期間は、標準処理期間には含みません。

■操作説明等の問い合わせ

- ・ 操作方法等については、上記の国土交通省 HP に掲載のマニュアルを参照してください。
- ・ 不明な点は、システム内の「お問い合わせ」から問い合わせてください。
- ・ お急ぎの場合は、下記ヘルプデスクへ問い合わせてください。

ヘルプデスク : 0570-033-730(ナビダイヤル・有料)